



# あなたの家は大丈夫？ 今こそ、命を守るために耐震改修工事を

●お問い合わせ／市建築課確認審査係 ☎26-5749

地震はあなたを待ってくれません

本市の東部には、庄内平野東縁断層帯があり、阪神・淡路大震災クラスの大地震が発生する可能性があるといわれています。東日本大震災でも、津波の被害に隠れていますが、多くの住宅で地震の揺れにより被害が発生しています。

皆さんは次のように考えてはいませんか

「家の下敷きになる前に逃げればよい」…震度6弱以上の揺れの中では、立っていることができません。地震で家が傾くと窓や扉は開きません。本当に逃げられますか。

「家が倒壊しても、死ぬことはないのでは」…屋根と2階の構造物の重量を合わせると数トン〜数十トンになります。これだけの重量が頭の上から降ってきてても、本当に大丈夫でしょうか。

「耐震改修なんて保険のよつなものでは」…保険は被害を補填するもの。耐震改修工事を行うことで、地震による被害を軽減することができます。

自分の家の強さを知ろう

自分の住宅がどれくらいの揺れに耐えられるかは、築年数や見た目だけでは分かりません。建築士による耐震診断を受けましょう。

本市では、平成12年5月31日以前に着工された木造住宅に対して耐震診断士派遣事業を行っています。これまでに134件の診断を行い、約9割の住宅が地震に対して危険性があると判定されています。

○酒田市の耐震診断士派遣事業の結果 (平成20年度より実施)

評点	判定(震度6強まで)	件数	割合
1.0以上	一応倒壊しない	14	10.4%
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある	38	28.4%
0.4以上0.7未満	倒壊する可能性が高い	62	46.3%
0.4未満		20	14.9%
	計	134	100.0%

耐震診断を受けられた方には、下記の例の通り結果が報告されます

○耐震診断の結果報告の例(昭和50年築)

耐震診断結果	総合判定 0.42 (評点)	1階 X方向 0.52	耐震診断とは、現在の耐震基準(震度6強まで)に対しての評価を行うもので、評点が1.0以上のものが耐震診断基準を満たしています。
		Y方向 0.42	
2階 X方向 1.17			
Y方向 1.31			

診断は平面上のヨコ(X)方向・タテ(Y)方向に分けて行います。

あなたの家は大丈夫ですか

あなたの家が地震のときに受けるであろう被害の大きさは、地震の大きさと評点の関係から決まります。

例えば、評点0・42の場合は、震度6弱以上で倒壊する可能性があまりありません。また評点0・7の場合には、震度6強でも倒壊するまでには至りません。耐震診断により評点が低い場合は、耐震改修工事を実施し、地震の被害を軽減しましょう。

【耐震改修チャート】△内は耐震診断の評点

震度被害	耐震診断の評点				
	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	1.0 0.4 0.7

出典：井戸田秀樹、瀧岡慎悟、梅村恒、森保宏：在来軸組木造住宅における一般耐震診断の評点と損傷度の関係耐震改修促進のための意思決定支援ツールに関する研究(その1)、日本建築学会構造系論文集 第612号、pp.125132、2007年2月

◆上記の評価については、あくまで目安ですので地震の状況により変わります。

被害の様子	修復の可能性と被害状況
無被害	ほぼ無被害 ●仕上げのモルタル、漆喰などに軽微なひび割れが発生する可能性がある。 ●壁紙にしわが寄ることがある。 変形 1cm以下
小破	継続使用可・軽微な補修要 ●部分的なタイルの剥離 ●窓周辺のモルタルなどにひび割れ ●壁紙の部分的破損 ●瓦のずれ、部分的落下 変形 1~5cm
中破	多くの場合避難生活 かなりの修復費用が発生 ●外壁の剥離、脱落 ●窓、扉の開閉不具合 ●内装仕上げの剥離 変形 5~10cm
大破	避難生活・修復困難 ●内外装の激しい剥離 ●大きな柱の傾き ●窓、扉の損壊 ●余震による倒壊の可能性 変形 10cm以上
倒壊	命を落とす危険性大 ●室内空間がなくなる ●近隣への影響大 ●火災発生の可能性大

△変形 揺れているときに家全体が横方向に変形した大きさを意味します。



▲新潟県中越沖地震(平成19年)で倒壊した住宅

# 木造住宅の耐震改修工事などに市の支援制度を活用してください

●お問い合わせ／市建築課確認審査係 ☎26-5749

## 木造住宅の耐震改修に補助します

**対象区域**／市内全域

**対象**／以下の全てに該当する方

- 対象住宅に居住している所有者であること
- 市税などを滞納していないこと
- 施工業者は、市内の個人事業者または県内に本社を置く法人で、市内に事業所若しくは営業所を有するもの

**対象建築物**／次の全てに該当する住宅

- 在来の木造軸組工法などの住宅で2階建て以下のもの
- 一戸建ての住宅(店舗などを兼ねるものは、店舗などの用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る)
- 平成12年5月31日以前に着工された建物
- 耐震診断の結果、評点が1.0未満であったもの、かつ、耐震改修工事をする事で、改修後の評点が0.7以上となるもの
- 現在の住宅が建築基準法令に違反していないもの

**補助金額**／耐震改修工事費用が20万円以上で費用の2分の1(1万円未満の額は切り捨て)を、評点が1.0以上の改修工事の場合は120万円を上限、0.7以上1.0未満の改修工事の場合は60万円を上限として補助

**申し込み**／7月1日(月)～市役所3階建築課確認審査係へ直接

- ◆予算の範囲内で先着順。
- ◆工事着手前に申し込んでください。

## 耐震診断士を派遣し住宅の耐震診断を実施します

**対象区域**／市内全域

**対象**／市内の住宅所有者の方で市税などの滞納のない方

**対象建築物**／平成12年5月31日以前に着工された在来軸組工法による木造の一戸建ての住宅(店舗などを兼ねるものは、店舗などの用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る)で、階数が2以下で床面積が500平方メートル以下のもの

**費用**／1棟あたり6万円で、本人負担は6千円

**実施戸数**／30戸

**申し込み**／7月1日(月)～市役所3階建築課確認審査係へ直接

- ◆予算の範囲内で先着順。

### 【耐震相談窓口】

住宅の耐震診断・耐震改修などについては、市建築課確認審査係に相談してください。

## 危険なブロック塀などの撤去に補助します

学童や通行人の安全確保のため、地震で倒壊する危険性が高いと判断されたブロック塀などの撤去、改修工事に補助金を交付します。

**対象**／一般交通の用に供する道路に面する部分のブロック造り、石造り、れんが造り、その他の組積造りの塀で撤去や改修工事が必要と判定されるもの(改修後にブロック塀を再度設置する場合は対象外)

**補助金額**／ブロック塀などの解体費用の2分の1以内で限度額は8万円

**申し込み**／7月1日(月)～市役所3階建築課確認審査係へ直接

- ◆予算の範囲内で先着順。
- ◆工事着手前に申し込んでください。

## 住宅リフォーム総合支援事業の申し込みの受け付けを再開します

**対象**／本市在住で、次の全てに該当する方

- 補助の対象となる住宅に居住している所有者の方
- 補助の対象となる工事について本市で実施している他の補助制度を利用していない方
- 市税などを滞納していない方
- 平成26年2月28日(金)までに実績報告書を提出できる方

**対象工事**／次の全てに該当する工事

- 住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事(耐震のための部分補強、省エネ化、バリアフリー化、酒田産木材の使用、克雪化のいずれか一つ以上)を含むこと
- 過去にこの事業による補助を受けていないこと
- 施工業者は、市内の個人事業者または県内に本社を置く法人で、市内に事業所若しくは営業所を有するもの

**補助内容**／補助対象工事費用の合計が25万円以上で、その工事費用の20%以内で、かつ5万円から40万円までの範囲

**申込書類など**／交付申請書、工事点数算出表、工事計画平面図、工事に関する見積書の写し、申請者の納税証明書の写し、着工前写真(申請時に問い合わせてください)

**申し込み**／7月1日(月)～市役所3階建築課確認審査係へ直接

- ◆予算の範囲内で先着順。
- ◆工事着手前に申し込んでください。